

## 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）整備法人公募に関する質問回答

(R6.10.30更新)

### 質問 1

要項によると設備形態は原則ユニット型個室（10名基本15名以下）と明示あるが、利用者の所得及び趣向も鑑みて従来型居室の併用を提案することは可能ですか。

### 回答 1

県では沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、個室ユニット型施設の整備を推進しているため、本件公募においても、従来型居室の併用は不可とする。

### 質問 2

要項第 4 応募の方法等の提出書類に過去 3 年間の国税及び地方税の納税証明書と書かれています。未納又は滞納のない旨の証明書でよろしいのでしょうか。また、県税の納税証明は不要なのですか。

### 回答 2

通常は、納税証明書に納付済額、未納額が記載されています。納税証明書で確認できない場合には、個別に当課までご相談下さい。

地方税には県税も含まれます。

### 質問 3

（「第 2 公募内容等」の「3 整備年度・整備地域・整備床数」について）  
施設入所とは別に、短期入所生活介護事業も開設しなければならないのでしょうか？  
施設入所100床のみの整備で構わないのでしょうか？

### 回答 3

短期入所生活介護事業の設置は、応募の要件としていません。

短期入所生活介護事業の必要性については応募事業者においてご判断ください。

#### 質問4

(「第2 公募内容等」の「4 施設の形態」について)

「(2)整備の形態は原則、ユニット型個室とし、・・・」とありますが、特例で従来型(4人部屋)の整備は認めていただけるのでしょうか?

#### 回答4

公募要項に記載されている通り、整備の形態はユニット型個室のみとなります。

#### 質問5

(「第3 応募資格等」の「1 応募資格」について)

「(1)沖縄県内に事務所を有する社会福祉法人、・・・」とありますが、他府県に法人本部を有する社会福祉法人が、今回の公募に応じるために沖縄県内に事務所(準備室)を設ければ応募することは可能なのでしょうか?

#### 回答5

「応募資格」に記載されているとおり、県外の社会福祉法人が沖縄県内に事務所を有していれば応募可能です。なお、その場合、事務所として機能しているのかどうか実態(事務所の所在地、職員数、雇用形態、勤務実態、業務内容等)を確認させていただきます。

#### 質問6

(「第4 応募の方法等」の「1 提出書類」について)

「提出書類」(18)～(23)の「法人創設予定者の場合」のそれぞれの欄の「計画に関連する法人等の書類」における「関連する法人等」とは、具体的にどのような法人が該当することになるのでしょうか?

#### 回答6

設立準備委員会を想定しています。

社会福祉法人を新設する場合には所管する自治体と調整のうえ、必要書類を整えたうえで、応募してください。

#### 質問 7

建設業者については、沖縄県の公共事業に準ずるとの考えから、元請が沖縄県内の業社であればジョイントは県外の業者でも構わないのでしょうか？

#### 回答 7

沖縄県においては「大型プロジェクト建設工事発注方針」に基づき県内建設業者等の受注機会の確保に取り組んでいるので、同方針を参考にしてください。

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1009880/1009883.html>

#### 質問 8

周辺住民全員から同意を得ることが困難な場合、どのように対応したらよいのか。

#### 回答 8

応募時点で同意が得られない場合については、自治会長、周辺住民への説明会や個別訪問等を行ったことが確認できる資料（説明内容、訪問日時等）を提出してください。

なお、その際、反対意見や交渉が難航する可能性がある場合には、その旨、資料に明記するとともに、その対応策についても記載してください。

#### 質問 9

1 法人で整備地域をまたいで複数応募することは可能ですか。

#### 回答 9

可能です。ただし、複数応募する場合は、当該応募が全て選定されることを前提に応募書類等を作成して下さい。選定後に選択的に一部応募を取り下げることが認められません。

質問10

整備地域内でも特に優先される（整備率が低い）地域はありますか。

回答10

立地条件については、地理的条件、道路状況、交通状況、環境、公法上の規制、供給処理施設（電気、上下水道、その他）の状況等を総合的に評価します。

質問11

建築工事費ほか開設経費なり定期借地権設定費なりを対象に支給される補助金がありますか。

回答11

開設準備経費について、施設開設時の設備整備、人材募集・研修に係る経費等の一部を補助する事業を実施しています。

質問12

整備年度における建設出来高の目安はありますか。

回答12

特に目安はありませんが、整備年度中に確実に完了できる工程スケジュールでの事業実施が求められます。

質問13

居住費用額の水準はありますか。

回答13

居住費の基準費用額については、平成十七年厚生労働省告示第四百十二号、他関係法令等を参照ください。

質問14

ショートステイはじめとする在宅事業は法人持ち出しにて提案になりますか。またショートステイの整備は必須条件ですか。

回答14

特別養護老人ホームに併設するショートステイの整備についても補助の対象としています。  
(『沖縄県老人福祉施設整備費補助金交付要綱』及び『那覇市特別養護老人ホーム整備費補助金交付要綱』参照)

また、ショートステイの整備は必須条件としていません。

質問15

提出書類の中に居室内配置図とありますが具体的にどのような内容でしょうか。

回答15

平面図で居室内の設備等（トイレ、ドア等）の配置が確認できれば、居室内配置図は提出不要とします。